一般公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、昨今の原油価格や物価の高騰により、深刻な影響を受けている一般公衆浴場に対し、 支援することで負担軽減を図り、もって県民の公衆浴場の利用機会の確保に資することを目的 として、予算の範囲内において一般公衆浴場物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。) を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第4 7号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号) 第一条第一項に規定する公衆浴場であって、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。
- (2) この要綱において、「営業者」とは、一般公衆浴場の営業許可を取得して、現に経営している者をいう。

第3 支援金の交付対象者

支援金の交付の対象となる者は、一般公衆浴場の営業者であって、令和6年4月1日時点で 一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思がある者とする。

第4 支援金の金額

支援金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 浴槽水の主たる燃料に重油を使用する一般公衆浴場の営業者
 - 一般公衆浴場の1施設当たり 65千円
- (2) (1)以外の一般公衆浴場(浴槽水の主たる燃料に重油を使用しない施設)の営業者 一般公衆浴場の1施設当たり 25千円

第5 交付の申請

(1) 書類の提出

支援金の交付を申請しようとする営業者(以下「申請者」という。)は、一般公衆浴場物 価高騰対策支援金交付申請書(様式1)(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、 知事に提出するものとする。なお、交付の申請は、1施設につき1回限りとする。

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められたときは、交付決定兼交付確定(以下「交付決定」という。)を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- (2) (1) の場合において、申請内容が不適当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書 (様式第4号)により申請者に通知する。

第7 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第5に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請書に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、 当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第8 支援金の返還

- (1) 知事は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるとき、支援金の交付決定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第9 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第6で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機 関口座へ入金するものとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第8(1)により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還が命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2) の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、申請書が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第12 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他 必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第13 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年度分の支援金に適用する。

一般公衆浴場物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

フリガナ 氏 名

一般公衆浴場物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、次のとおり交付を申請します。

(〒	申	(法人にあっては、名称、 代表者の職・氏名)								
者 住所 連絡先 電話番号 E-mail 責任者の職名・氏名 職名 氏名 申請に関する担当者 職名 氏名 中請内容> 施設名 所在地 2 一般公衆浴場の施設名・所在地 所在地 重油 重油以外(廃油、温泉等) 3 潜情水の主たる使用燃料 重油 重油以外(廃油、温泉等) 以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印図を入れてください。(※交付には、全ての項目にデェック印図を入れてください。(※交付には、全ての項目にデェック印刷の必要です。) 本申請書と記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請内容を証明する書類を適切に保管します。 本申請内容を証明する書類を適切に保管します。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 交援金の支払いは、口座振替により受領することを希望します。 今和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 令和6年4月1日時点で一般公衆治場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 中請事業者の代表者、役員又は使用した口座の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員でに該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、同家と号に、の、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、累上はのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのは、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのより団、ストルビのよりのは、これに応じます。	請	TO I TIME TO IT		(〒		-)				
# 責任者の職名・氏名 職名 氏名		住 所	-							
 車譜に関する担当者 職名 氏名 マ申請内容> フ接金申請額 金額 円 一般公衆浴場の施設名・所在地 所在地	(営	連絡先		電話看	番号			E-ma	ail	
 ▼申請内容> 支援金申請額 金額 円 →般公衆浴場の施設名・所在地 所在地 所在地 所在地 原本 直油		責任者の職名・氏名		職	名		氏	名		
1 支援金申請額 金額 円 2 一般公衆浴場の施設名・所在地 施設名 3 浴槽水の主たる使用燃料 重油 重油以外(廃油、温泉等) 以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印図を入れてください。(※交付には、全ての項目にテェック印図を入れてください。(※交付には、全ての項目にテェック印が必要です。) 本申請書に配載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返選等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請内容を証明する書類を適切に保管します。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 支援金の支払いは、口座振替により受領することを希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座上外の口座を希望します。 令和6年4月1日時点で一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員下に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及		申請に関する担当者		職	名		氏	名		
	<	申請内容>			1					
	1	支援金申請額	金	額						円
##	2		施設名							
重油 重油 重油以外 (廃油、温泉等) 以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印図を入れてください。 (※交付には、全ての項目にチェック印が必要です。) 本申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請内容を証明する書類を適切に保管します。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 支援金の支払いは、口座振替により受領することを希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座と希望します。 令和6年4月1日時点で一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及			所不	生地						
4 重油 重油以外 (廃油、温泉等) 4 以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印必要です。) 本申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請内容を証明する書類を適切に保管します。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 ・本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 ・本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 ・令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 ・令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 ・令和6年4月1日時点で一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及	3		いず	れかの	該当	項目にチェック印☑	を入れ	いてく	ださい。	
(※交付には、全ての項目にチェック印が必要です。) 本申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 支援金の支払いは、口座振替により受領することを希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 令和6年4月1日時点で一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及				重	油			重	油以外(廃油、温泉	录等)
	4	宣誓•同意事項	以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印図を入れてください。 (※交付には、全ての項目にチェック印が必要です。) 本申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。支援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金を支払います。 本申請に関し静岡県から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。 支援金の支払いは、口座振替により受領することを希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座を希望します。 令和5年度支援金の受領時に使用した口座と希望します。 令和6年4月1日時点で一般公衆浴場を営業しており、申請年度末まで経営を継続する意思があります。 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等に該当せず、か							

(添付資料)・令和5年度支援金の受領時に使用した口座以外の口座を希望する場合 ⇒様式第2号「支援金振込口座についての申出書」

· 重油使用施設

⇒ <u>含和6年4月から申請時の期間において、1回以上燃料(重油)を購入したことが確認できる納品</u> <u>書又は領収書等のコピー</u>

様式第2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

支援金振込口座についての申出書

一般公衆浴場物価高騰対策支援金について、下記口座を支援金振込口座として申し出ます。

1	申請者	(営業者)	情報
_	.1.111.11		

支援金申請者 (法人にあっては、名称、 代表者の職・氏名)	
申請責任者の役職名・氏名 *	
申請書作成者(申請担当者) の役職名・氏名 *	

*申請者と同一の場合、「申請者と同じ」と記載ください。

2 振込先口座(申請者名義の口座)

金融機関名	□ 銀行 □ 農協 □ 金庫 □ 組合	支店名		□ 本店 □ 支店 □ 支所 □ 出張所
口座種別	□普遍	通	□当座	
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

※銀行名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が確認できる書類(通帳等)のコピーを添付してください。

衛生第 号令和 年 月 日

(支援金交付対象営業者) 様

静岡県知事 氏 名

一般公衆浴場物価高騰対策支援金の交付について(決定及び確定)

令和 年 月 日付けで申請のあった一般公衆浴場物価高騰対策支援金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

- 1 交付額 金 円
- 2 交付の条件 静岡県補助金等交付規則及び一般公衆浴場物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

 衛生第
 号

 令和
 年
 月
 日

(支援金交付対象営業者) 様

静岡県知事 氏 名

一般公衆浴場物価高騰対策支援金の交付について(不交付決定)

令和 年 月 日付けで申請のあった一般公衆浴場物価高騰対策支援金の交付について、不交付を決定します。

不交付決定の理由 : ○○であるため